

社援総発0331第1号
平成24年3月31日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局総務課長



社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に係る固定資産税の非課税措置について（施行通知）

社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（以下、「無料又は低額介護老人保健施設利用事業」という。）に係る固定資産税については、地方税法施行規則第10条の7の3第7項に基づき、無料又は低額で利用した者が全利用者に占める割合に応じて、非課税措置が講じられているところである。

今般、地方税法施行規則の改正により、無料又は低額で利用した者が全利用者に占める割合の算定方法について、別添資料のとおり取扱いとなり、平成26年度分の固定資産税より適用されることとなる。

ついては、管下の無料又は低額介護老人保健施設利用事業を行う者に対し、今般の改正の内容を周知するとともに、本事業が社会福祉事業として行われていることを踏まえ、今後より一層適切な事業実施に努めるよう指導されたい。



○総務省令第二十八号
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の二部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百九号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

地方税法施行規則の一部を改正する省令

総務大臣 川端 達夫

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第二十三号中「第四十八条の九の八第四項」を「第四十八条の九の九第四項」に改める。
第一条の八を次のように改める。

（公示送達の方法）

第一条の八 外国においてすべき送達においては、地方団体の長は、公示送達があつたことを通知することができる。

第一条の十三第一項第一号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第二条の三の二第一項中「以下この条において」を「次項及び第二条の三の四において」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 給与支払者が給与所得者から受理した給与所得者の扶養親族申告書（法第四十五条の三の二第四項及び第三百七条の三の二第四項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。）は、法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日以後においては、この限りでない。

第二条の三の二第四項中「第三百七条の三の二第二項の規定」との下に、「第二項中「第四十五條の三の二第一項及び第三百七条の三の二第二項の規定」とあるのは「第四十五條の三の二第二項及び第三百七条の三の二第二項の規定」とを加える。

第二条の三の五第一項中「提出しなければならない者」の下に「（次項において「公的年金等受給者」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から受理した公的年金等受給者の扶養親族申告書（法第四十五條の三の三第四項及び第三百七条の三の三第五項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。）は、法第四十五條の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日以後においては、この限りでない。

第二条の五の見出し中「記載事項」を「提出方法等」に改め、同条第三号中「第五十條の六第一項第一号及び第三百二十八條の六第一項第一号」を「第五十條の六第一項第二号及び第三百二十八條の六第一項第二号」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 法第五十條の七第一項及び第三百二十八條の七第一項に規定する退職手当等又は法第五十條の七第一項第二号及び第三百二十八條の七第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部がこれらの規定に規定する特定役員退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項イ、法第五十條の三第二項及び第三百二十八條の三第二項の規定によりその例に次ぐこととされる所得税法施行令第七十一條の二第二項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎

ロ 法第五十條の三第二項及び第三百二十八條の三第二項の規定によりその例に次ぐこととされる所得税法施行令第七十一條の二第四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するときは、同令第三百二十九條の三第二項に規定する特定役員退職所得控除額の計算の基礎

第二条の五を同条第二項とし、同条に第一項として次の一号を加える。

法第五十條の七第一項及び第三百二十八條の七第一項に規定する退職手当等の支払者がその退職手当等の支払を受ける者から受理したこれらの規定に規定する申告書は、これらの規定に規定する市町村長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日以後においては、この限りでない。

第七條の五の五中「第三十七條の五の二第二項第二号及び第四項第二号」を「第三十七條の五の二第四項第二号」に、「同条第二項第一号及び第四項第一号」を「同項第一号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一号を加える。

政令第二十七條の五の二第二項第二号に規定する総務省令で定める施設は、シヨルダ、ランブ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機整備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同項第一号の施設に隣接する緑地帯とする。

第七條の八第一号中「第九十五條の二第二項又は第九十六條の三第五項」を「又は第九十五條の二第三項」に、「若しくは第八十七條の二第一項」を「第八十七條の二第一項若しくは第九十六條の二第一項」に改める。

第九條の八第一項及び第二項中「第四十八條の九の十三第一項」を「第四十八條の九の十四第一項」に改める。

第十條第二項を次のように改める。

2 法第三百七十七條の六第五項第一号及び第六項第一号に規定する総務省令で定める方法は、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第四條第一項の定めるところにより法第三百七十七條の六第七項に規定する記載事項（第四項において「記載事項」という。）を送信する方法とする。この場合において、同令第四條第一項中「行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百七十七條の六第五項又は第六項に規定する市町村の長の定めるところにより、当該市町村の長の指定する地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る電子計算機」と、同項とあるのは「情報通信技術利用法第三條第一項」とする。

第十條第四項を同条第七項とし、同条第三項中「前項の承認を受けようとする者」を「政令第四十八條の九の八第一項に規定する総務省令で定める事項」に、記載した申請書を同項の市町村の長に提出しなればならない」とするに改め、同項第一号中「その」を「政令第四十八條の九の八第一項に規定する」に改め、同項第二号中「当該」を「法第三百七十七條の六第七項の」に改め、光ディスク等の種類並びに光ディスク等により調製し、提出しようとする給与支払報告書の規格及び見込枚数」を削り、同項第三号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 光ディスク等の種類
四 光ディスク等の規格
五 光ディスク等により調製し、提出しようとする法第三百七十七條の六第五項の給与支払報告書及び同条第六項の公的年金等支払報告書の見込枚数

第十條第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 前項の送信は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて行うものとする。

4 法第三百七十七條の六第五項第二号又は第六項第二号の規定による記載事項の記録に関する技術基準については、総務大臣が定める。

5 法第三百七十七條の六第五項第二号に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク（次項において「光ディスク等」という。）とする。

第十條の二の二中「第四十八條の九の八第一項（を「第四十八條の九の九第一項（に改め、同条第一号中「第四十八條の九の八第一項」を「第四十八條の九の九第一項」に改め、同条第四号中「第四十八條の九の八第四項」を「第四十八條の九の九第四項」に改める。

第十條の二の三中「第四十八條の九の九」を「第四十八條の九の十」に改める。

第十條の七の三第七項第二号中「及び」を「並びに」に、「の規定により算定された額」を「に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十九條各号に掲げる費用の額の合計額」に、「同条第一項第二号」を「同法第四十八條第一項第二号」に改める。

第十條の十三第一号中「本条」を「この条」に改め、同条第三号中「債務等処理法第二十五條に規定する移転が終了するまでの間貸し付けている土地（当該移転が平成二十三年一月一日までに終了しない場合にあつては、同日までの間においてのみ貸し付けている土地）で日本貨物鉄道株式会社が行う鉄道事業の用に直接供するもの（鉄道事業に係る線路設備、停車場、車庫、工場、倉庫及び諸所の用に供する土地に限る。）又は」を削る。

第十一條の二第一号中「及び第三項」を削り、同項第二号中「第三項において「外国貿易船」という。）を削り、同条第三項を削る。

第十一條の十一中「（都市計画法第七條第三項の市街化調整区域内にあるものに限る。）」を削る。
第二十四條の九第二号中「第一條第三十三号」を「第二條第三十五号」に改める。
第三十二條を次のように改める。
（報告書の作成方法）
第三十二條 法第七百五十八條第一項に規定する報告書に記載すべき同項第一号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項（法第七百五十七條第一号に規定する税負担軽減措置等（以下この項におい

て「税負担軽減措置等」という。）の適用の状況に係るものに限る。）は、次に掲げる税負担軽減措置等の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに基づき、次に掲げる税負担軽減措置等

一 道府県民税、事業税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉱区税、市町村民税、特種税、事業所税及び都市計画税に係る税負担軽減措置等、総務大臣が行つた地方税の賦課徴収の状況に関する調査の結果

二 固定資産税に係る税負担軽減措置等、法第二百八十九條第一項の規定により総務大臣が決定した同項に規定する価格等に基づき算定した法第七百五十七條第三号に規定する適用額を算出したもの、法第四百二十二條の規定による概要調査に記載された事項、法第七百四十三條第三項の規定による概要調査に記載された事項又は総務大臣が行つた固定資産税の賦課徴収の状況に関する調査の結果

2 法第七百五十八條第一項に規定する報告書に記載すべき同項第二号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項（法第七百五十七條第二号に規定する租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の状況に係るものに限る。）は、法第七百五十九條第一項及び第二項の規定により財務大臣から提供を受けた法第七百五十七條第五号に規定する適用実態調査情報に基づくものとする。

附則第三條の二の十四及び第三條の二の十五を削る。

附則第三條の二の十六（見出しを含む。）中「附則第七條第十五項」を「附則第七條第十三項」に改め、同条を附則第三條の二の十四とする。

附則第三條の二の十七（見出しを含む。）中「附則第七條第十九項第二号」を「附則第七條第十七項第二号」に改め、同条を附則第三條の二の十五とする。

附則第三條の二の十八（見出しを含む。）中「附則第七條第十九項第三号」を「附則第七條第十七項第三号」に改め、同条を附則第三條の二の十六とする。

附則第三條の二の十九を附則第三條の二の十七とする。

附則第三條の二の二十を削る。

附則第四條第一項第一号中「以下この項、第五項から第七項まで及び第十四項」を「第十二項を除き、以下の条に、附則第十條第十六項」を「附則第十條第十九項」に改め、同条第三項中「の規定は、これを並びに第二十三條の七の二第二項から第四項まで、第六項、第七項、第八項（同条第三項、第四項、第六項及び第七項に係る部分に限る。）及び第十項の規定は、法附則第十二條第二項において準用する租税特別措置法第七十條の四第九項、第十二項及び第十八項並びに第七十條の四の二第三項及び第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）並びに、第三十六項、第三十七項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項」を「第五十二項、第五十八項及び第五十九項並びに第四十條の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項（同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）に、第三十二項、第三十四項、第三十六項及び第三十九項」を「及び第三十九項並びに第二十三條の七の二第三項及び第四項」に改め、同条第六項中「次に掲げる場合」を「受贈者が、法附則第十二條第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十條の四第六項の規定の適用を受ける農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、次に掲げる場合」に改め、同条第十項及び第十一項中「附則第十條第十三項」を「附則第十條第十六項」に改め、同条第十二項中「附則第十條第十五項に規定する農地等」を「附則第十條第十八項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この項において「農地等」という。）」に改め、同条第十四項中「附則第十條第十七項」を「附則第十條第二十項」に改め、同条次の二項を加える。

15 政令附則第十條第二十三項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二條第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十條の四の二第二項の規定の適用を受けた旨及び同項に規定する特定貸付農地等に係る特定貸付け（同項に規定する特定貸付けをいう。）以下この項及び次項において同じ。）に関する事項で次に掲げるものとする。

一 当該特定貸付農地等の所在、地番、地目及び面積

二 当該特定貸付けを行つた年月日

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新規規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成二十三年分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成二十四年度及び平成二十五年年度分の固定資産税及び都市計画税に係る新規規則第十条の七の三第七項第二号の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「及び」と、に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十九条各号に掲げる費用の額の合計額」とあるのは「の規定により算定された額」と、同法第四十八条第一項第二号」とあるのは「同条第一項第二号」とする。

3 旧規則第十条の十三第三号に規定する貸し付けている土地に対して課する平成二十四年度分及び平成二十五年年度分の固定資産税及び都市計画税については、同号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「平成二十三年一月一日」とあるのは「平成二十五年一月一日」とする。

4 新規規則第十一条の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

5 新規規則第六條第二十三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に取得された同項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する平成二十五年年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧規則第六條第二十五項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成二十四年改正法附則第八條第八項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五條第二十項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、旧規則附則第六條第四十一項の規定は、なおその効力を有する。

7 平成二十四年改正法附則第八條第十項及び第十四條第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五條の三第二項に規定する旧資産に対応するものとして取得された家屋又は償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、旧規則附則第六條の四第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

(総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域等に関する経過措置)

第七條 平成二十四年改正法附則第十五條第一項の規定の適用がある場合における新規規則附則第二十二條の三並びに第二十四條第十一項及び第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新規規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十二條の三	法附則第五十一條第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）以下この号及び次号並びに附則第二十四條第二項において「平成二十四年改正法」というのは附則第十五條第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一條第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合
同条第四項又は第五項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日	平成二十四年改正法附則第十五條第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一條第四項に規定する

政令附則第三十一條第四項第二号から第四号まで	地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第九号）以下この号及び次号並びに附則第二十四條第十一項及び第十二項において「改正令」というのは附則第九條第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一條第四項第二号から第四号まで
法附則第五十一條第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては	平成二十四年改正法附則第十五條第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一條第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては
政令附則第三十一條第五項第三号	改正令附則第九條第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一條第五項第三号
法附則第五十一條第五項	平成二十四年改正法附則第十五條第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一條第五項
政令附則第三十一條第五項第一号	改正令附則第九條第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一條第五項第一号
法附則第五十一條第六項	平成二十四年改正法附則第十五條第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一條第六項
同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
政令附則第三十一條第六項第一号	改正令附則第九條第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一條第六項第一号
政令附則第三十一條第六項第二号から第四号まで	改正令附則第九條第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一條第六項第二号から第四号まで
同条第二十三項第一号	改正令附則第九條第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三條第二十三項第一号
法附則第五十六條第十三項	平成二十四年改正法附則第十五條第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六條第十三項
同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
政令附則第三十三條第二十項第一号	改正令附則第九條第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三條第二十項第一号
政令附則第三十三條第二十項第二号から第四号まで	改正令附則第九條第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三條第二十項第二号から第四号まで

改正後	改正前
（政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者） 第十条の七の三 156（略） 7 政令第四十九条の十五第二項第六号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。 一（略） 二 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業を実施する者の前事業年度を通じた入所者の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十九条各号に掲げる費用の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により同法第四十八条第一項第二号に掲げる介護保健施設サービスを受けた者の延数の割合（以下この項において「無料又は低額利用に係る入所者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産 三・四（略）	（政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者） 第十条の七の三 156（略） 7 政令第四十九条の十五第二項第六号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。 一（略） 二 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業を実施する者の前事業年度を通じた入所者の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護を受けた者及び 無料又は介護保険法第四十八条第二項の規定により算定された額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により同条第一項第二号に掲げる介護保健施設サービスを受けた者の延数の割合（以下この項において「無料又は低額利用に係る入所者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産 三・四（略）